

PCB機器等登録約款

(通則)

第1条 この約款は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の無害化処理事業に関し、PCB廃棄物を保管し又はポリ塩化ビフェニルを使用した電気機器（以下「PCB使用機器」という。）を使用する事業者（以下「事業者」という。）が、JESCOに対しPCB廃棄物及び使用中のPCB使用機器（以下「PCB機器等」という。）の処理委託の申込みを行うことに関し、必要な事項を定めます。

(趣旨)

第2条 JESCOは、事業者がJESCOに処理委託を行うための条件として、処理委託契約の前に事業者が保管するPCB機器等の内、処理委託対象となるPCB機器等の情報のJESCOへの登録（以下「機器等登録」という。）を実施します。

(対象PCB機器等)

第3条 機器等登録の対象は、JESCOへの処理委託が可能な次のPCB廃棄物及び使用中のPCB使用機器（以下「対象PCB機器等」という。）です。

- 一 トランス類・コンデンサ類で3kg以上のもの（微量PCB汚染物は除く）
- 二 PCB油類（微量PCB汚染物は除く）

(登録方法)

第4条 機器等登録の方法は、機器等登録を行おうとする事業者がこの約款に定める事項を承諾のうえ、別冊の「機器等登録PCB機器等調査票記入要領」に従って、所定のPCB機器等調査票、保管場所・PCB機器等の写真（以下「調査票等」という。）を作成し、郵送等により機器等登録を行うものとします。

(調査票等の取扱い)

- 第5条 調査票等の記入が正しく行われていなかったり、写真が添付されていない場合には、登録が受け付けられないことがあります。
- 2 対象PCB機器等以外の物の登録や調査票等に不備があった場合については、JESCOから前条の登録申込を行った者（以下「申込者」という。）にその旨を連絡しますので、調査票等の変更等を書面により行ってください。
 - 3 提出された調査票等は、返却いたしません。

(PCB機器等登録確認書の交付)

- 第6条 JESCOは、機器等登録手続の完了後、速やかにPCB機器等登録確認書（以下「登録確認書」という。）を郵送により交付します。
- 2 申込者は、前項で交付した登録確認書の受領後、登録の内容を確認し、誤りがある場合はJESCOに申し出てください。
 - 3 登録確認書は対象PCB機器等の処理契約の際に必要な資料ですので、申込者は大切に保管してください。

(登録事項の変更等)

- 第7条 申込者は、氏名、住所、電話番号、保管場所、機器情報等の登録事項に変更がある場合は、JESCOに連絡の上、「PCB廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書」（JESCOホームページより取得可→<https://www.jesconet.co.jp/customer/submission.html>）等の所定の書面により届け出てください。
- 2 申込者が登録事項の変更を届け出なかった場合には、機器等登録の効力の適用の全部又は一部が停止されることがあります。

(登録の取下げ又は取消)

- 第8条 申込者は、機器等登録の登録を取り下げ、又は取り消そうとするときは、これをJESCOに連絡の上、「PCB廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書」（JESCOホームページより取得可→<https://www.jesconet.co.jp/customer/submission.html>）等の所定の書面により通知してください。
- 2 本約款に基づく登録について、JESCOにおいて対象となるPCB廃棄物の処理の受託が困難となった場合には、事業者事前に通知の上、JESCOにより登録の取消しを行うことがあります。

(機密保持)

第9条 JESCOは、PCB機器等登録への申込により得られた事業者等の情報について、国及び管轄地方自治体に提供する場合等、PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る業務の目的に利用することがありますが、この目的以外には利用しないことを約します。

附則 この約款は、令和6年4月1日から実施します。